附　則

（道路局総務課道路政策企画官の所掌事務の特例）

第七条　道路局総務課道路政策企画官は、第六十五条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項から第三項までの規定による道路の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関する事務をつかさどる。

（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）

第八条　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和七年三月三十一日	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十六条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十九号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画部に置く課等）	（企画部に置く課等）
第十四条　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官、評価研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。	**第十四条**　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、評価研究官、基準研究官及びコーディネート研究官それぞれ一人を置く。
企画課	企画課
研究評価・推進課	研究評価・推進課
施設課	施設課
国際研究推進室	国際研究推進室
（企画課の所掌事務）	（企画課の所掌事務）
第十五条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十五条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　調査、研究及び開発に係る業務の企画及び立案並びに総括を行うこと（インフラ情報高度利用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。	一　調査、研究及び開発に係る業務の企画及び立案並びに総括を行うこと（コーディネート研究官の所掌に属するものを除く。）。
二・三　（略）	二・三　（略）

附　則

（道路局総務課道路政策企画室の所掌事務の特例）

第七条　道路局総務課道路政策企画室は、第六十五条第二項各号に掲げる事務のほか、当分の間、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項から第三項までの規定による道路の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関する事務をつかさどる。

（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）

第八条　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
令和七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。